

「共謀罪」施行

写真は『世界』7月号から。東京・日比谷公園、5月16日（写真提供：共同通信社）。東日本大震災・福島第一原発事故から6年4ヶ月が経つ今日7月11日、「共謀罪」法が施行される。「悪法」廃案を求めていきたいが、まずは朝日新聞7月9日に掲載された木村草太・首都大学東京教授の発言から。



改正組織的犯罪処罰法には二つの問題がある。テロ対策や国際組織犯罪防止条約の締結という目的自体は納得できるが、目的を達成するための手段としては適切さを欠いた。テロを準備行為から処罰できる法律はすでにあるし、条約締結のために「共謀罪」の立法は必ずしも必要ではないと言われていた。

あいまいな計画や危険性が極めて低い準備行為まで処罰の対象となりかねないのも問題だ。憲法は「刑罰を科すに値する法益侵害がない限り、刑罰を科してはならない」と求めていると解釈されている。法律の条文通り適用すれば、違憲となるケースが相次ぐだろう。

これだけ世論が高まった問題。「ここだけはおかしい」と主張を積み重ね、修正を求める姿勢が大事になる。例えば、傷害罪など未遂段階では処罰するほどでもないとされてきた犯罪が未遂よりさらに前段階で適用対象となった点。不平等な適用や恣意的な運用が増える恐れがあり、修正を検討する上で、対象犯罪の絞り込みは欠かせない。

処罰対象となる組織的犯罪集団の定義も工夫できないか。例えば指定暴力団のように、あらかじめ組織的犯罪集団として指定したものを処罰対象とすれば、一般人は対象外となる。

適正な捜査をどう確保するかも重要だ。共謀罪は他の犯罪に比べ、物証が乏しい分、供述に頼らざるを得なくなる。徹底した取り調べの可視化や弁護人の立ち会いを実現してもらいたい。

目的が正しいのに、手段として不適切な法律への向き合い方として、政府の言い分を真に受けるやり方が有効なこともある。「テロ対策のため、と説明していたのだから、関係のない事例には適用しちゃだめでしょ」という言い方だ。

過度に広範な規制なだけに、裁判所も「極めて具体的な計画で、危険性も明白」などの事例に限って、法律を適用していこう。法律を限定的に解釈するよう裁判所に求め、市民として監視していくことが重要だ。

(2017年7月11日)